



# 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 改正に向けた考え方（案）

---

2021年6月4日  
事 務 局

- 令和2年個人情報保護法改正を踏まえ、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(以下「電気通信事業GL」という。)を改正する必要。
- 個人情報取扱事業者の義務等として個人情報保護委員会ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)で定められる規律については、電気通信事業者の義務等として共通で定められるべきものであると考えられることから、その内容を電気通信事業GL及び解説に反映する方向で検討するとともに、電気通信事業者に特有の事例等についても検討。
- その他、これまでの議論の状況等を踏まえ、電気通信事業GLに反映すべき事項について、検討していくこととする。

## 【利用者情報の適切な取扱いの確保に向けて 検討課題（抜粋）】

- スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等の実態はどのようになっているか。
- 当該実態を踏まえ、スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等については、通信の秘密やプライバシー保護の関係で、その適切な取扱いの確保のために、どのように規律すべきか。
- 今後のAIの活用やIoT化の進展に伴い、データ流通環境等が大きく変化することが想定される中で、これまで総務省において策定してきた電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等の指針等については、どのように見直していくことが適切であるか。

# 個人情報保護委員会ガイドラインとの関係

- 分野横断的に適用される個人情報保護委員会ガイドラインの内容を反映させ統一性を図る一方、通信の秘密等の電気通信事業法に基づく規律や、プライバシー保護の観点からの規律等、電気通信分野に特有の規律を追加。

## 個人情報保護委員会ガイドライン

### (通則編)

1. 目的及び適用対象
2. 定義
3. 個人情報取扱事業者等の義務
  - 3-1 個人情報の利用目的
  - 3-2 不適正利用の禁止
  - 3-23-3 個人情報の取得
  - 3-33-4 個人データの管理
  - 3-5 個人データの漏えい等の報告等
  - 3-43-6 個人データの第三者への提供
  - 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等
  - 3-53-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
  - 3-63-9 個人情報の取扱いに関する苦情処理
  - 3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務
  - 3-73-11 匿名加工情報取扱事業者等の義務
4. 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
5. 4.「勸告」、「命令」及び「緊急命令」等についての考え方
6. 5. 域外適用及び適用除外
7. 6. ガイドラインの見直し
8. 7. (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

(外国にある第三者への提供編)

(第三者提供時の確認・記録義務編)

(仮名加工情報・匿名加工情報編)

(認定個人情報保護団体編)

個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

## 電気通信事業ガイドライン

(ガイドライン) 第1条  
第2条  
5

### (ガイドライン解説)

1. 目的及び適用対象
2. 定義
3. 電気通信事業者の義務
  - 3-1 個人情報の利用目的
  - 3-2 不適正利用の禁止
  - 3-23-3 個人情報の取得
  - 3-33-4 個人データ等の管理
  - 3-5 個人データの漏えい等の報告等
  - 3-6 プライバシーポリシー
  - 3-53-7 個人データの第三者への提供
  - 3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等
  - 3-63-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
  - 3-73-10 個人情報の取扱いに関する苦情処理
  - 3-11 仮名加工取扱事業者等の義務
  - 3-83-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務
4. 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- 5.4. 各種情報の取扱い
- 6.5. ガイドラインの見直し
- 4.5. (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

共通の規律については内容を反映し統一性を確保

これらを準用する旨をガイドライン解説に追記。  
(1, 3-53-7, 3-83-11, 3-12)

改正項目	電気通信事業GL改正の方向性（案）
短期保存データの保有個人データ化	第3条柱書の規定を維持。解説2-8における関連の記載を削除。
不適正利用の禁止	第5条の次に規定を新設。解説に事例を含め説明を記載。電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。
漏えい等報告・本人通知の義務化	第14条の次に規定を新設。解説に事例含め説明を記載。電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。
オプトアウト規定における第三者提供範囲の限定	GL第15条第2項を改正。解説に事例を含め説明を記載。
越境移転時の本人説明充実化	GL第16条を改正。解説においてガイドライン（外国第三者提供編）を参照。電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。
個人関連情報第三者提供時の本人同意確認の義務化	GL第18条の次に規定を新設。解説に事例含め説明を記載。電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。
保有個人データに関する公表事項等	GL第19条第1項第1号を改正、同条同項第3号の次に規定を追加。解説に事例と共に説明を記載。
保有個人データの開示方法	GL第20条第1項・第2項を改正。解説に事例含め説明を記載。
第三者提供記録の開示請求	GL第20条第5項を新設。解説に事例含め説明を記載。
利用停止・消去等の要件緩和	GL第22条第5項・第6項を新設。解説に事例含め説明を記載。
仮名加工情報の創設	GL第28条の前に規定を新設。解説でガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照。
域外適用対象拡大	GLにおける規定内容について、検討。解説において、域外適用の対象となる事例、対象とならない事例を記載。
認定団体制度の充実	GLにおける規定内容について検討。解説において、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）を参照。電気通信事業者特有の事例等について追加すべきか検討。
ペナルティの引上げ	-

○ **6か月以内に消去する短期保存データを「保有個人データ」に含める**

- ✓ 個人情報取扱事業者が保有する個人データのうち、「一年以内の政令で定める期間（※）以内に消去することとなるもの」が「保有個人データ」の定義から除かれていたところ、かかる例外を撤廃。  
※政令第5条で「6月」と定められていた。
- ✓ ガイドライン（通則編）における関連の記載を削除。



- 電気通信事業GLにおいては、「保有個人データ」の用語の定義は法第2条の例によるとしているため、**対応は不要**ではないか。
- 「保有個人データ」の該当の解説から同様に、**関連の記載を削除**することが適当ではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第2条第7項	通則編 2-7	第3条柱書の規定を維持。 解説2-8における関連の記載を削除。

○ **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨の明確化**

- ✓ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことを規定。
- ✓ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例をガイドライン（通則編）に記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**電気通信事業者の禁止事項として新たに規定**すると共に、解説に事例を含め説明を記載すべきではないか。
- **電気通信事業者特有の事例**はどのようなものがあるか。あれば、**当該事例を追加**すべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第16条の2	通則編3-2	第5条の次に規定を新設すると共に、解説に事例含め説明を記載。電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。

○ **漏えい等事案の委員会への報告及び本人への通知の義務化**

- ✓ 取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときには、①個人情報保護委員会に報告し、②本人に通知しなければならないことを規定。
- ✓ 漏えい・滅失・毀損に該当する事例、報告を要する事例、報告及び通知の主体・内容・期限・方法等をガイドライン（通則編）に記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**漏えい等事案について報告及び本人への通知を義務化**し、解説に事例含め説明を記載すべきではないか。
- **電気通信事業者特有の事例等**はどのようなものがあるか。あれば、**当該事例等を追加**すべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第22条の2	通則編3-5	第14条の次に規定を新設。 解説に事例を含め説明を記載。 電気通信事業者特有の事例について追加すべきか検討。

○ **オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲を限定**

- ✓ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とすることを規定。



- 電気通信事業GLにおいても、**オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**解説に説明を記載することが適当ではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性 (案)
第23条第2項	通則編 3-6-2-1	GL第15条第2項を改正。 解説に事例を含め説明を記載。



○ **外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める**

- ✓ 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他参考となるべき情報の本人への提供を求めること等を規定。
- ✓ ガイドライン（外国にある第三者への提供編）に、情報提供の方法、提供すべき情報等の説明を記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**新たに個人データの越境移転時の情報提供義務等を規定**すると共に、解説において、**ガイドライン（外国第三者提供編）を参照**するべきではないか。
- **電気通信事業者特有の事例等**はどのようなものがあるか。あれば、当該事例等を追加すべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第24条第2項・第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通則編 3-6-4</li> <li>・外国第三者提供編 5・6</li> </ul>	GL第16条を改正。 解説においてガイドライン（外国第三者提供編）を参照。

- **個人関連情報について、提供先において個人データとなることが想定される第三者提供に関し、本人同意が得られていること等の確認を義務付け**
- ✓ 個人関連情報について、提供先において個人データとして取得することが想定される第三者提供に関し、本人同意が得られていること等の確認・記録義務を規定。
- ✓ 個人関連情報に該当する事例、個人データとして取得することが想定される例、本人の同意を取得する主体・方法、本人の同意等の確認の方法、提供元における記録義務、提供先における確認・記録義務等についてガイドライン通則編に記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**新たに個人関連情報の第三者提供に関する規定を設ける**と共に、解説において事例含め説明を記載してはどうか。
- **電気通信事業者特有の事例等**はどのようなものがあるか。あれば、当該事例等を追加すべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性 (案)
第26条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通則編 3-7</li> <li>・確認記録義務編 5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GL第18条の次に規定を新設。</li> <li>解説に事例含め説明を記載。</li> </ul>

○ **保有個人データに関する事項の公表等**

- ✓ 個人情報取扱事業者が保有個人データに関して本人の知り得る状態に置かなければならない事項として、住所及び（法人にあっては）代表者の氏名を追加。
- ✓ 安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加。



➤ 電気通信事業GLにおいても、**公表すべき事項を追加**し、解説に記載することが適当ではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第27条第1項	通則編 3-8-1	GL第19条第1項第1号を改正、同条同項第3号の次に規定を追加。 解説に事例と共に説明を記載。

○ **保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**

- ✓ 保有個人データの開示について、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法（※）による開示を本人が請求できることを規定。  
※規則第18条の6により、「電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」と規定。
- ✓ 電磁的記録の提供による方法の事例、その他当該個人情報取扱事業者の定める方法の事例、当該方法による開示が困難である場合の事例等をガイドライン（通則編）に記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**開示方法を本人が指示できる旨規定**し、解説に事例含め説明を記載してはどうか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第28条第1項・第2項	通則編 3-8-2	GL第20条第1項・第2項を改正。 解説に事例含め説明を記載

○ **個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする**

- ✓ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、保有個人データの開示請求に関する規定を準用することにより、本人が開示請求できることを規定。
- ✓ 開示請求の対象の例外である、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」(※)の事例をガイドライン通則編に記載。

※政令第9条により、その存否が明らかになることにより

- ①本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるものと規定。



- 電気通信事業GLにおいても、**本人が第三者提供記録を開示請求できる旨規定**し、解説に事例含め説明を記載してはどうか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性 (案)
第28条第5項	通則編 3-8-3	GL第20条第5項を新設。 解説に事例を含め説明を記載。

○ **利用停止・消去等の個人の請求権の要件を緩和**

- ✓ 利用停止・消去、第三者提供の停止に関する本人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、利用する必要がなくなった場合、報告義務の対象となる漏えい等事案が発生した場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和。
- ✓ 利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め、解釈を「ガイドライン（通則編）」に記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**利用停止等の請求が認められる新たな要件を規定**すると共に、解説に事例含め説明を記載してはどうか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第30条第5項・第6項	通則編 3-8-5	GL第22条第5項・第6項を新設。 解説に事例含め説明を記載。

○ 「仮名加工情報」の創設

- ✓ イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、漏えい等事案の報告・通知、開示・利用停止等請求への対応等の義務を緩和する旨を規定。
- ✓ 「ガイドライン（匿名加工情報編）」を、「ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」に改正し、仮名加工情報の取扱いに関する事業者の義務について記載。



- 電気通信事業GLにおいても、**新たに仮名加工情報取扱事業者等の義務に関する規定**を設けるべきではないか。
- 解説において、**ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照**するべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第2条第9項・第10項 （定義） 第35条の2・第35条の3 （義務）	・通則編 3-10 ・仮名加工情報・ 匿名加工情報編 2	GL第28条の前に規定を新設。 解説でガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照。

○ **法の域外適用の拡大**

- ✓ 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする旨を規定。
- ✓ 域外適用の対象となる事例、対象とならない事例をガイドライン通則編に記載。



- 電気通信事業GLにおいては、法の域外適用に関する規定は現状置かれていないが、**新たに規定すべき内容があれば、規定**してはどうか。
- 解説には、域外適用の対象となる事例、対象とならない事例を記載してはどうか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性 (案)
第75条	通則編 5-1	GLにおける規定内容について、検討。 解説において、域外適用の対象となる事例、対象とならない事例を記載。



○ **認定団体制度について、現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする**

- ✓ 個人情報保護委員会による認定について、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができること等を規定。
- ✓ 「ガイドライン（認定団体編）」を新設し、認定団体の望ましい取組の方向性等を規定。



- 電気通信事業GLにおいては、現状認定団体制度に関する規定が置かれていないが、**新たに規定すべき内容があれば、規定**してはどうか。
- 解説においては、**ガイドライン（認定個人情報保護団体編）を参照**するべきではないか。
- **電気通信事業者特有の事例等**はどのようなものがあるか。あれば、**当該事例等を追加**すべきではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第47条第2項・第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通則編 1-1</li> <li>・認定個人情報保護団体編</li> </ul>	GLにおける規定内容について、検討。 解説において、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）を参照。 電気通信事業者特有の事例等について追加すべきか検討。

○ **ペナルティの引上げ**

- ✓ 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる旨を規定。(※1)

※1 命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
 虚偽報告等：30万円以下の罰金→50万円以下の罰金

- ✓ データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる旨を規定（法人重科）。  
 (※2)

※2 個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金）→1億円以下の罰金

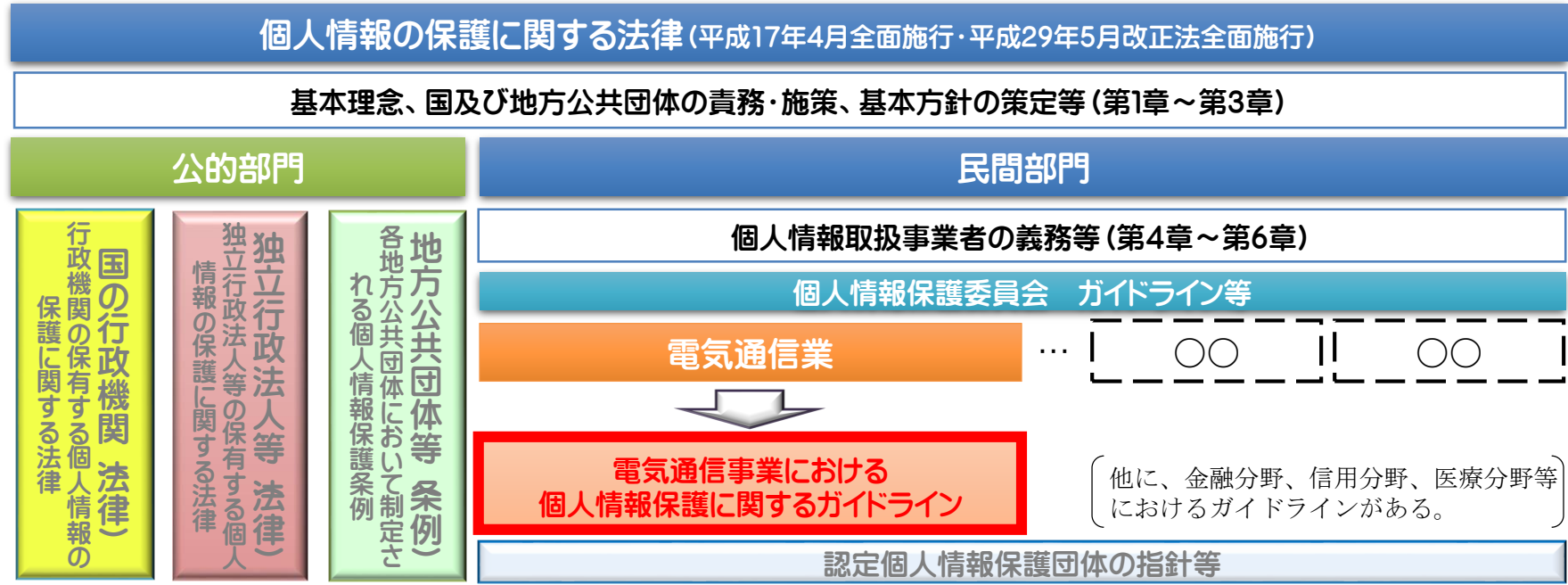


- ガイドライン及び電気通信事業GLにおいては、現状ペナルティに関する規定が置かれておらず、ガイドライン改正案にも新たな規定が含まれていないため、**新たな規定は不要**ではないか。

改正法	ガイドライン改正案	電気通信事業GL改正方向性（案）
第83条、 第87条第1項第1号	—	—

# 參考資料

- 電気通信事業分野においては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の制定以前である平成3年(1991年)から、通信の秘密の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性確保といった電気通信事業法上の観点と、個人情報の適切な取扱いの観点の双方を踏まえ、「**電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン**」(以下「電気通信事業分野ガイドライン」という。)を策定。
- 個人情報保護法改正前においては、詳細なルールは事業分野ごとに事業所管大臣が策定するガイドラインに規定(平成27年7月時点で27分野、39ガイドライン)。
- 改正個人情報保護法下では、原則として個人情報保護委員会が策定するガイドライン(平成28年11月)に一元化。他方、**電気通信事業分野を含む一部の分野**(情報通信・金融・信用・医療)においては、改正後も引き続き**特定分野のガイドライン**が定められている。
- 電気通信事業分野ガイドラインにおいては、**通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定及びプライバシー保護の観点**を踏まえ、電気通信事業者に対する具体的な指針を示している。



条項	内容
1 目的及び適用対象	
第1条 (目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気通信事業者が扱う個人情報においては、<b>通信の秘密やプライバシー保護</b>の観点から個人情報を保護する必要性が大きいことを解説で言及。(解説1-1)</li> <li>● 電気通信事業法は、<b>外国法人等が日本国内で電気通信役務を提供する場合及び外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する場合に適用されるため</b>、当該外国法人等に本ガイドラインが適用されることを解説で言及。(解説1-2) ※令和3年4月1日施行</li> <li>● 「<b>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報保護委員会)</b>」に準拠しつつ、<b>通信の秘密その他の電気通信事業者に特有の事情等を鑑み必要となる規定も併せ、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示す</b>ことを解説で言及。(解説1-3)</li> </ul>
2 定義	
第3条 (電気通信事業者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気通信事業者として、<b>手続の有無にかかわらず電気通信事業法上の電気通信事業を行なう者を対象とし、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者も同法第4条(秘密の保護)の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから本ガイドラインの対象と</b>することを解説で言及。(解説2-1)</li> <li>● 電気通信サービスとして、<b>電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務及びこれに付随するサービスも含み、電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行なう場合についても電気通信サービスに該当</b>することを解説で言及。(解説2-1)</li> <li>● 本人の同意に関して、<b>通信の秘密(通信内容、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数などの通信の存在の事実の有無を含む)に該当する場合には、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要</b>となることを解説で言及。(解説2-13)</li> </ul>

条項	内容
<b>3 電気通信事業者の義務</b>	
第5条 (利用目的による制限の例外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護法第16条第3項は同意を得ずに利用目的を超えた個人情報の取扱うことが可能な場合を挙げているが、<b>通信の秘密に係る個人情報は同条同項は適用されない</b>(同意または違法性阻却事由が必要)旨規定。(GL第5条第4項)</li> </ul>
第7条 (適正な取得)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護法第17条第2項各号は同意を得ずに要配慮情報を取得することが可能な場合を挙げているが、<b>通信の秘密に係る個人情報は同条同項は適用されない</b>(利用者の同意または違法性阻却事由が必要)旨規定。(GL第7条第3項)</li> </ul>
第10条 (保存期間等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護法において、利用する必要がなくなった個人データ消去の努力義務が課されているが、電気通信事業分野ガイドラインでは<b>個人データ(通信の秘密に係るものを除く)に保存義務の設定に係る努力義務</b>を課すとともに、<b>通信履歴等の通信の秘密に係る個人情報は、同意又は違法性阻却事由がある場合を除いて記録を最小限にとどめるとともに、利用目的を達成した際は速やかに消去する義務</b>を規定。(GL第10条第2項)</li> </ul>
第12条 (従業者・委託先の監督)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護法が定める安全管理措置の他、<b>従業者先及び委託先に対し必要な教育研修を実施する努力義務</b>を規定。(GL第12条第2項)</li> </ul>
第13条 (個人情報保護管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>個人情報保護管理者</b>(当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者)を<b>設置し、ガイドラインを遵守するための内部規定の策定、監査体制の整備及び個人データ等の取扱いを監督する努力義務</b>を規定。(GL第13条)</li> <li>● 電気通信事業者内部における責任体制を確保するため、個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員等の組織横断的に監督することのできる個人情報保護管理者を置き、必要な監督等を行なわせよう努める旨を解説に記載(解説3-3-7)。</li> </ul>

条項	内容
3 電気通信事業者の義務(つづき)	
第14条 (プライバシーポリシー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プライバシーポリシー(個人情報保護を推進する上での考え方や方針)を公表する努力義務</b>を規定。(GL第14条第1項)</li> <li>● 電気通信事業者の個人情報保護についての社会的信頼を確保するため、電気通信事業者は自らの個人情報保護を推進する上での考え方や方針についての宣言をプライバシーポリシーとして公表することが適切であるとした上で、プライバシーポリシーに記載すべき事項について、具体的に解説で言及。(解説3-4-1)</li> <li>● <b>アプリケーションソフトウェアを提供する場合、当該アプリケーションの情報取得等に係るプライバシーポリシーを公表する努力義務</b>を規定。(GL第14条第2項)</li> <li>● <b>アプリケーションを提供するサイトを運営する場合、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションの情報取得などに係るプライバシーポリシーを公表するよう促す努力義務</b>を規定。(GL第14条第3項)</li> <li>● アプリケーションのプライバシーに記載すべき事項について具体的項目を示し、スマートフォン プライバシー イニシアティブ等によるものと解説で言及。(解説3-4-2)</li> </ul>
第15条 (第三者提供の制限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報保護法第23条は<b>第三者提供時に同意を不要となる場合(同条第1項)やアウトアウトによる第三者提供(同条第2項)</b>を規定しているが、<b>通信の秘密に係る個人情報にこれらは適用されない</b>(利用者の同意又は違法性阻却事由が必要)旨を規定。(GL第15条第8項)</li> </ul>
第28条～第31条 (匿名加工情報取扱事業者等の義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 匿名加工情報取扱事業者等の義務は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に準じる。電気通信事業者が取扱う位置情報は、通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほかプライバシーの観点から保護が必要とされるため、適切な加工手法及び管理運用体制が求められ、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等の自主的ルールに委ねられる旨を解説で言及。(解説3-8)</li> </ul>

条項	内容
5 各種情報の取扱い	
第32条 (通信履歴の記録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気通信事業者が取り扱う通信履歴は一般に通信の秘密に該当することから、以下を規定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>課金・料金請求・苦情対応・不正利用の防止その他の業務遂行上必要な場合</b>に限り記録し、<b>最小限の範囲内で保存期間を設定した上で、当該保存期間経過したとき又は記録目的を達成後は速やかに削除。</b>(GL第32条第1項、解説5-1-1)</li> <li>・ 利用者の同意又は違法性阻却事由がある場合以外、通信履歴を他人へ提供はできない。(GL第32条第2項、解説5-1-2)</li> </ul> </li> </ul>
第33条 (利用明細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用明細の内容は、通信の秘密に属する通信履歴にほぼ等しいため、通信の秘密やプライバシーに対する配慮が必要なことから、以下を規定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用明細に記載する<b>情報の範囲は、利用明細の目的を達成するために必要な限度を超えてはならない。</b>(GL第33条第1項、解説5-2-1)</li> <li>・ 利用明細を加入者その他の閲覧しうる者に閲覧・交付する場合には、<b>利用者の通信の秘密及び個人情報を不当に侵害しないよう必要な措置を実施。</b>(GL第33条第2項、解説5-2-2)</li> </ul> </li> </ul>
第34条 (発信者情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発信者情報通知サービスを提供する場合には、発信者情報を通知するかどうかの判断を発信者に委ねる観点から、通信ごとに、発信者情報の通知を阻止する機能を設けなくてはならない。(GL第34条、解説5-3-1)</li> </ul>



## 条項

## 内容

## 5 各種情報の取扱い(つづき)

第35条  
(位置情報)

- 位置情報は、個々の通信に係る場合は**通信の秘密**であること、**通信の秘密に該当しない場合であっても、プライバシーの中でも特に保護の必要性が高く、通信とも密接に係る事項であることから、以下を規定。**
  - ・ 電気通信事業者は、**あらかじめ利用者の同意を得ている場合、正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り、取得可能。**（GL第35条第1項、解説5-4-1）
  - ・ **あらかじめ利用者の同意を得ている場合、令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、他人への提供その他の利用可能**（通信の秘密に該当する位置情報について匿名化して他者へ提供等を行なう場合には利用者の同意を得る必要があること、通信の秘密に該当しない位置情報について他者へ提供等を行なう場合には利用者の同意又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる旨を解説で言及）。（GL第35条第2項、解説5-4-2）
  - ・ 位置情報サービスの提供にあたっては、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するために**必要な措置（※）**を講ずることが適切（※①利用者の意思に基づく提供、②利用者の認識・予見可能性の確保、③適切な取扱い、④提携に関する約款等への記載について解説で言及）。（GL第35条第3項、解説5-4-3）
  - ・ **捜査機関からの要請により取得を求められた場合は、令状に従う時に限り、取得可能。**（GL第35条第4項、解説5-4-4）
  - ・ **救助を行う機関からの要請により取得を求められた場合は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、早期発見のために不可欠であると認められる場合に限り、取得可能。**（GPS位置情報は通信の秘密ではないが、基地局の位置情報よりも高いプライバシー性を有する旨解説で言及）（GL第35条第5項、解説5-4-5）

## 5 各種情報の取扱い(つづき)

第36条  
(不払い者等情報)

- 電気通信役務に係る料金不払い又は携帯音声通信役務の不正な利用を防ぐために特に必要かつ適切であると認められるときは、以下の者の情報(氏名、住所等)を電気通信事業者間で交換することができる旨を規定。(GL第36条、解説5-5)
  - ・ 支払期日経過後も電気通信役務に係る料金を支払わない者
  - ・ 携帯電話不正利用防止法第9条に基づく契約者確認に応じない者

第37条  
(迷惑メール等送信に係る加入者情報)

- 電気通信事業者は、一時に多数の者に対してされる電子メールの送信による電子メールの送受信上の支障を防止するため特に必要であり、かつ適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、加入者情報(電気通信事業者が迷惑メール送信に関する利用停止措置を講じ、又は契約を解除したものに限り)を交換することができる。(交換することについて契約約款に明記すること等により加入者の同意を得る旨を解説で言及) (GL第37条、解説5-6)

第38条  
(電話番号情報)

- 電気通信事業者が電話番号情報を用いて電話帳を発行し又は電話番号案内を行なう場合には、加入者に対し、電話帳への掲載又は電話番号の案内をしないことについての選択の機会を与えることが適切である。(GL第38条、解説5-7)